

入札監理小委員会  
第516回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第516回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年9月21日（金）14：35～15：56

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 事業評価（案）の審議

- 全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）運用支援業務  
（独立行政法人国民生活センター）

### 2. 実施要項（案）の審議

- 医療経済実態調査（厚生労働省）

### 3. 国有林の間伐等事業について

- 近畿中国森林管理局島根森林管理署における民間競争入札の入札結果等について  
（農林水産省）

### 4. その他

#### <出席者>

（委員）

井熊主査、関野副主査、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員、三輪専門委員

（独立行政法人国民生活センター）

情報管理部 河岡部長

情報管理部 情報管理課 吉田課長、窪田課長補佐、深野課長補佐

（厚生労働省）

保険局 医療課 保険医療企画調査室 三谷医療経済専門官、神谷係長

（農林水産省）

林野庁 国有林野部 業務課 嶋田企画官、楠本係長

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○井熊主査 それでは、ただいまから第516回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、1番目、独立行政法人国民生活センターの「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）運用支援業務」の事業評価（案）。2番目として、厚生労働省の「医療経済実態調査」の実施要項（案）。3番目として、農林水産省の国有林の間伐事業、「近畿中国森林管理局島根森林管理署における民間競争入札の入札結果等について」の審議を行います。

最初に、国民生活センターの「全国消費生活情報ネットワークシステム運用支援業務」の事業評価（案）につきまして、審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況につきまして、同センターの情報管理部河岡部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○河岡部長 国民生活センターの情報管理部の河岡と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私ども独立行政法人国民生活センターは、全国消費生活情報ネットワークシステム、愛称としてPIO-NETと呼んでおりますが、このシステムを運用しております。現在、2015というシステムの運用等支援業務につきまして、平成27年5月1日より民間競争入札により実施しているところでございます。

国民生活センターが運用しております全国消費生活情報ネットワークシステムと申しますのは、全国に約1,200カ所ございます消費生活センター等をネットワークで、消費者からの相談情報を消費生活センターで受け付けております、その苦情相談を収集するためのシステムでございます。この運用等支援システムを、今回、民間競争入札において調達したというところでございます。

この運用等支援業務につきましては、以下、お手元の資料のとおり具体的に示しておりますが、全国の消費生活センター、国民生活センター、中央省庁、独立行政法人の職員からの当該システムの利用方法や、それにかかわる問い合わせに対応するためのいわゆるヘルプデスクでございます。電話、ファックス、Eメール等による問い合わせに対応する業務を行っております。1枚目の資料の後半に具体的な業務内容を書かせていただきましたが、省略させていただきます。

次、おめぐりいただきまして、契約期間等についてご説明申し上げます。契約期間は、平成27年5月22日から平成32年9月30日までとなっております。受託事業者は、株式会社日立システムズです。実施状況評価期間は、平成27年9月28日のPIO-NETシステ

ム、先ほどより申し上げております全国消費生活情報ネットワークシステム2015の運用開始から平成30年6月末日までの2年9カ月間でございます。

(5)に移ります。受託事業者決定の経緯でございます。略称で呼ばさせていただきますが、PIO-NET2015に係る運用等支援業務における民間競争入札実施要項に基づきまして、平成27年5月1日に総合評価方式において先ほど申し上げた日立システムズを落札者として決定いたしました。

2、確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。実施要項に定めた受託事業者が確保すべきサービスの質の達成状況について、国民生活センターの評価は以下のとおりでございます。

まず、評価事項としてヘルプデスクに関する利用者のアンケート調査結果でございます。指標の1つ目は、年に1回の割合でヘルプデスクの利用者に対して次の項目の満足度について調査を実施、この回収率は70%以上とし、その結果、基準スコアの75点以上を維持することとしております。具体的には、問い合わせから回答までに要した時間、回答または手順に対する説明のわかりやすさ、回答または手順に対する結果の正確性、担当者の対応、例えば、言葉遣いや親切さ、丁寧さなどでございます。これを指標に、ヘルプデスク利用者調査アンケートを行いまして、平成28年度は88.3点、平成29年度は90.4点でございます。サービスの質は確保されていると考えております。

2つ目は、SLAの締結でございますが、ヘルプデスク業務稼働率100%としております。月次及び年次報告による業務内容を確認したところ、いずれの月も稼働率100%を維持してございました。サービスの質は確保されていると思っております。

1枚おめくりいただきまして、ヘルプデスク問い合わせ時の一次回答率、90%以上、これは、電話、FAX、メールとなっております。月次及び年次報告書により確認したところ、請負事業者に起因したPIO-NET2015のシステム障害によるヘルプデスクへの問い合わせが一時に集中したために、システムの運用開始直後の平成27年10月の一次回答率は90%を若干下回りました。しかし、それ以降は90%を維持しており、サービスの質は確保されていると思っております。

次の指標として、ヘルプデスク正式回答率、60分以内80%以上、電話でございます。同様に、月次及び年次報告により確認したところ、いずれの月も正式回答率80%以上を維持しております。サービスの質は確保されていると思っております。

平均応答率については90%以上、これも電話でございます。これにおいても同様に、

月次と年次報告により確認しました。平成27年度及び平成28年度において、先ほど申し上げたように、本業務の請負業者に起因しない、PIO-NETシステム2015のシステム障害によりヘルプデスクへの問い合わせが集中したため、一部の月で90%以下になった月がございましたが、29年度においては、全ての月で90%以上を維持しております。サービスの質は確保されていると考えております。

平均処理時間は、10分以内、電話でございます。報告書において確認しました上記の2点と同様に、29年4月において、本業務の請負業者に起因しないシステム障害のためヘルプデスクへの問い合わせが集中し、平均処理時間の10分以内を維持できないことがございましたが、それ以外においては10分以内を維持しております。サービスの質は確保されていると考えております。

モニタリングの実施率でございます。100%という目標に対して、同様に、月次、年次報告により業務内容を確認したところ、いずれの月も実施率100%を維持しております。サービスの質の維持、向上が定常的に行われていると考えております。

また、1枚おめくりいただきまして、実施経費の状況及び評価についてでございます。実施経費につきましては、上段の前半を省略させていただきますが、真ん中あたりに書いてございますように、私どものこの業務の年間運用経費は、契約書面上は1,428万円となっております。

経費削減効果についてでございますが、この運用等支援業務、いわゆるヘルプデスクにつきましては、PIO-NETというシステムが1984年からずっと運用しておりますので、今回の27年5月1日の契約期間より以前にもこの業務を運用しておりますので、そのときとの比較をさせていただきます。その経緯をこちらに書いてございますが、21年3月16日から27年の3月31日までの約6年間の契約期間における経費について書いてございます。

1枚おめくりいただきまして、真ん中辺に、年間運用経費を記してございますが、2,010万円となっております。先ほどの1,428万と上記との差額が582万円と算出させていただきました。削減率は29%となっております。

(3)、評価でございますが、市場化テスト実施前経費と比較したところ、1カ年、12カ月相当で約29%、582万円の経費削減効果があったとなっております。

4でございます。民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございます。事業者からの月次業務実施報告において、利便性の向上及び運用の円滑化の観点から随時改善

提案を受けております。その改善提案を受け実施することで、業務の改善が図られております。

具体的には、①から次ページにかけましてお示ししております。1つだけご説明申し上げますと、あらかじめ用意したFAQについて、日々ヘルプデスクに寄せられる利用者からの問い合わせ内容を分析し、問い合わせ事項が多いものについて、応答内容の追加や既存の応答内容の更新を行うことで内容を充実させ、利便性の向上を図ったということがございます。2つ目以降の読み上げは省略させていただきます。このように、事業者からの提案も受け、改善に結びつけております。

5、全体的な評価でございます。当該事業者との契約は、27年5月から実施しております。ヘルプデスクの利用者のほとんどが全国の消費生活センターにおります消費生活相談員、または地方自治体の行政職員でございますが、そのヘルプデスクの利用者からの満足度のアンケート調査の結果、業務1年目には基準スコアの75点を大きく上回り、平均88.3点に達しております。2年目では平均90.4に達しました。2年目の集計結果においては、「満足」また「やや満足」との回答が80%以上でございまして、「普通」と合わせると97%を超えております。よって、公共サービスの質の維持、向上が確保されていると考えております。

また、報告書により運用状況を確認したところ、本業務に起因する個人情報、機密情報などの知り得た情報漏洩など、重大な事故は発生しておりません。本業務の品質向上及び円滑化を図るために締結したサービスレベルアグリーメント、いわゆるSLAの保証値を満たしていると考えております。

このように、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、当センター運営のPIO-NET2015に係る運用等支援業務は、確実な運営実施、またシステムの利用者への安定的なサービスを供給するという目的を達しているものと考えております。

今後の事業につきまして、ご説明申し上げます。事業の実施状況でございますが、私どもは本事業への市場化テストの導入は初めてでございます。事業全体を通じた実施状況は以下のとおりでございます。

1、実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受けた事実、業務に係る法令違反等を行った事案はなかった。2、国民生活センターには、外部有識者で構成された「契約監視委員会」という入札及び契約の点検、見直しを行う委員会が既設されておまして、本委員会の枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制が整えられております。3、本業務

においては、4者からの応札がございました。競争性は確保されております。4、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しております。5、経費について、市場化テスト実施前経費と比較し、約29%の経費削減効果がございました。

(2)、次期事業の実施についてでございます。以上のとおり、本事業については、総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき終了プロセスへ移行した上で、みずから公共サービスの質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)につきまして、総務省よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 本事業に係る評価(案)について、資料A-1に基づいてご説明いたします。

事業の概要につきましては、先ほど国民生活センターから説明がありましたので、詳細は割愛させていただきますが、今期の入札において4者が応札しており、落札者は株式会社日立システムズでした。評価の結論としましては、競争性の確保、サービスの質の確保、それから実施経費において経費削減効果が認められることから、市場化テストを終了することが適当であると考えます。

以下のとおり、当方では、国民生活センターから提出された本事業の実施状況報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費等について検討を行いました。

まず、確保されるべき質については、ヘルプデスク満足度調査結果について良好な結果となっており、ヘルプデスクの業務稼働率や問い合わせ時の一次回答率など、サービスの質が確保されていたと評価でき、全て良好な結果を得られております。また、民間事業者からの改善提案より、FAQ、よくある質問による利便性向上などが図られ、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が本業務の質の向上に貢献したものと評価いたします。

次いで、実施経費については、市場化テスト実施前の従前経費と市場化テスト1期目の実施経費を1年間の換算で比較しますと、削減額582万円であり、率にしてマイナス29%の経費削減効果が認められております。

今後の方針でございますが、本事業全体を通じての実施状況は、1点目としまして、事

業実施期間中に、民間事業者が業務改善指示などを受けたり、業務に係る法令違反行為などがなかったこと。2点目としまして、国民生活センターにおいて、実施状況についての外部の有識者などによるチェックを受ける仕組みを備えていること。3点目としまして、入札に当たって4者からの応札があり、競争性は確保されていたこと。4点目としまして、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していたと評価できること。最後に、5点目としまして、経費削減において、市場化テスト実施前と比較し、削減率は29%の効果を上げていたこと。

以上のことから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」のⅡの1の(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施については「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項などを踏まえた上で、国民生活センターがみずから公共サービスの質の維持、向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

当方からの説明は以上です。

○井熊主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方はご発言願います。  
どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。

契約状況のA-4の資料を見ると、結構落札率が低いんですが、これは低入扱いになっていたんでしょうか。

○河岡部長 何扱いですか？

○小尾専門委員 低入。低価格の入札扱いというか、いわゆる調査をしたりするような案件になっていた？

○窪田課長補佐 一応、そういう低価格入札制度は定めていません。

○河岡部長 失礼いたします。定めていないということです。

○小尾専門委員 それはないということですね。

○河岡部長 定めておりません。



○小尾専門委員 今回、4者が応札をしてきているんですが、2者は価格超過をしていて、2者が予定価の中に入っているという形になっているわけですが、そういう意味では、今回請け負っている事業者の落札率が結構低いということを考えると、この業務に対する業務量の見積もりのばらつきが相当大きかったのかなと。

つまり、超えている人もいるし、すごく低く入れてきている人もいるということもあって、逆にいうと、業者さんがどのくらいの業務量かを見積もるのが難しかったような案件にも見えるのですが、一方で、今回請け負った業者の評価を見ると、比較的ちゃんとSLAも満足しているということになりますので、そういう意味では、そもそも予定価の設定の仕方が適切だったのかどうかというのが少しわからない部分があるのですが、ここら辺について何か、今後どうしましょうとかというお考えはありますか。

○河岡部長 私どもは、PIO-NETシステムの運営部署でございまして、現場でございまして。正直申し上げますと、国民生活センターの中で入札は会計部門がやっていて、私どもはPIO-NETシステムの管理、運用の部門でございまして、入札については切り離して業務を行っておりまして、入札の価格設定までは正直全くわかっていないので、設定が適切だったかと言われると、結論として4者様に応募いただいて、最も安いところに落ちたということです。安かろう悪かろうという結果には決してなっておりませんので、先生のご質問に端的に答える形でなくて大変申しわけないんですが、何か価格設定に問題があったとも考えておりませんし、入札の手續自体に何か問題があったとは、今は捉えていないところでございます。

○小尾専門委員 わかりました。

そういう意味では、今回は値段にもすごくばらつきが出てくるということは、応札する業者からすると正確な業務量の見積もりができていない可能性があるもので、そこについて、今後、きちんと情報提供をしていくことをしないと、今回、幸運にしてというか、いっぱい応札があって、しかも全体の価格も下がっているということではあるんですが、この次とかその次のときに、もしかすると価格ががんと上がってしまうかもしれないということも考えられますので、そこについては少し注意をしながら、今後、対応いただければと思います。

○河岡部長 ご指摘のとおりだと思います。思ったのと違ったなんていうことにならないように、きちんと情報開示をして、適切に事業者の方にご理解いただくようにしたいと思います。

○井熊主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○三輪専門委員 東京大学の三輪と申します。

先ほどの実施状況及び評価（案）について、特に異存が大きな点があるわけではないのですが、やや疑問があったといいますか、お聞きしたいのは、わりと結論の重要な根拠となっているのが、利用者へのアンケート調査の結果で、平均点が基準スコアの75点を大きく上回るということがございました。

まず1点目は、この基準スコアの75点が一体どういう根拠、あるいはどういうお考えに基づいて75が合格点と設定されたのかというのが1点目。もう一点が、実はこの平均点を算出するに当たって、評価の5件が、満足から不満までの5つありまして、これを見ると、「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」と、あたかも等間隔に並んでいるように見えるのですが、そこにつけられている配点自体は実は等間隔でない。つまり、ほんとうは100、75、50、25、0というのが等間隔なスコアの割り振りなはずなんですけど、180、60、40、0というふうに、最後のところが飛んでいるのですが、このことの根拠、あるいはお考えも含めてお教えてください。2点です。

○河岡部長 75点のほうですね。スコア。

○三輪専門委員 そうです。まずは合格基準を。

○河岡部長 失礼します。最初の指標のところでございますね。申しわけない、資料を確認します。

先生、これは等間隔になっていないよということですね。

○三輪専門委員 そうです。スコアのほうだとなぜ等間隔じゃないのかということと、それから合格基準75点のこととの2つです。

なぜ、それを私が質問したかということ、等間隔につけられていて75点以上が平均点合格と見なすのは、ある程度リーズナブル。つまり、平均点は重心ですから、それがやや満足以上のところに位置しているというふうなことでは、なるほどと思ったんですが、そうしたら、配点のほうに等間隔でない。つまり、やや満足の位置が80点というふうに設定されているので、それはどうしたのかなと思ったという次第です。

多分、計算方法を変えても別にそんなに問題はないと思います。ただ疑問を持っただけですので、もし、何か議論の経緯、あるいはこれを設定した経緯があればといったことで。

○河岡部長 申しわけありません。手元の資料では、その経緯までは私のほうではわから

なくて、等間隔は単純にしてしまったというところと、75点というのは、当時、そこで75点が4分の3で、いいかということですね。

○窪田課長補佐 前回、民間競争入札をやるに当たって第342回の小委員会にお諮りしたときに、実施要領とかを出して説明させていただいたときに、多分、ほかのところの同じようなヘルプデスクをやっているところのアンケートの基準とかを参照して、多分75とつけたんだと思います。ただ、スコアのところまでは私たちもそこまでは詳しく調べていなかったもので、今回、戻って確認して、計算し直してもそんなに大きくは変わらないと思うんですが、そのスコアのところは、特に上に行くようにわざとしたというわけではなくて、何となく、事業者と協議し、このスコアでやりますということで了解したんだというふうに記憶していますが。

○三輪専門委員 わかりました。ともかく、仮に今すぐに計算し直しても、おそらく75点を上回することは確実ですし、別に大きな疑義ではありませんので。

○窪田課長補佐 ありがとうございます。

○河岡部長 ありがとうございます。

○井熊主査 ほかはいかがですか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 これを終了プロセスに移行するという結論につきましては、特に異論があるというわけではないと思いますので、終了プロセスに移行するというので、本委員会に報告をしたいと思います。

ただ、今後、先ほどありました予定価格を大分下回っている、実際、各事業者さんが同じ理解で入札に臨んでいるかどうかという部分とか、今の配点の方法とか、そのところは一層の改善をもって、よりよい入札を行えるように今後も進めていただければと思います。

特にこれ以上、説明はよろしいですか。

○三輪専門委員 特にないです。

○井熊主査 それでは、そういうことで、ぜひこれから一層の改善を今後も図っていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(国民生活センター退室)

○井熊主査 では、続きまして、事務局から、契約変更の案件について報告していただきたいと思っております。では、報告をお願いします。

○事務局 それでは、事務局より、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「情報化ネットワークシステム運用管理業務」の契約変更についてご説明いたします。お手元の資料をごらんください。

本業務は、中小機構の職員が利用しているサーバ、パソコン、ネットワーク等のシステムの運用管理業務と、職員などからの問い合わせに対応するヘルプデスク業務が主な業務となっております。

事業規模等につきましては、枠内に記載のあります当初契約内容に記載されておりますとおり、契約期間が29年7月から平成32年3月。契約金額は、2億370万円弱。単年度で7,400万円程度の金額になります。また、平成28年度のご審議を踏まえまして、こちらの請負事業者が業務を実施しているところでございます。

中小機構では、平成30年度より、新たにスマートフォンやタブレット端末を配付するほか、メール、グループウェア等の更改、無線LAN化、その他テレビ会議、ウェブ会議システム、仮想共通基盤等の導入を行うことから、それらの導入に伴う機器の管理運用、セキュリティー監視業務の強化、使用する際のパソコン上の設定や問い合わせ対応等について業務量の増加が見込まれるところです。

資料の5ページまでおめくりいただいてもよろしいでしょうか。中小機構においては、業務量増加に対応すべく、平成30年10月以降の契約変更として、4ポツになりますけれども、契約変更後の金額としてはこちらに記載されている内容。内訳としましては、運用SE、ヘルプデスクについて、それぞれの人員数の増加を見積もっているところでございます。積算に当たっては、現事業者との当初の契約時に事業者より提出されていた各事業者の契約単価をベースに、業務量については事業者の業務実績をもとに中小機構側が見積もった上で算出したものとなっております。

なお、これらの業務量の増加については、当初の契約時には想定されていなかった内容というふうになっております。

事務局からの報告としては以上になります。

○井熊主査 それでは、今のご説明に対しまして、何かご質問等ございましたらご発言いただけます。

○宮崎専門委員 今、仕様書の内容が変わったことによって業務量が増えるという事情はよくわかるところなんです、運用SEが1名増えて、ヘルプデスクの対応人員が2名増え、かつ1人は1年半増えるというところが、ほんとうにそうなるのかどうかは、これをやってみないとわからない世界なところも正直あると思ひまして、それを追加で請負契約として、あらかじめ機構の側がリスクを負って、実際は必要がなかったかもしれないけれども、請負だと払うことだけは確定してしまうものですから、その契約方法がほんとうに適切なのかというところは、例えば単価契約にして、単価は入札で決まっていますので、かかった時間分精算するですとか、あるいは、やってみて、半年とか3カ月とか置きに、実際、ほんとうにこの2人が要るのかは、場合によっては追加の再変更契約もできるという条項をつけるですとか、個人的には、新しいシステムになると、導入した最初の月と、せいぜい二、三カ月は増えて、また、人が異動して変わるタイミングで、4月とか10月とか7月とか、職員の異動の時期だけ増えるんだと思うんですけれども、1年間半ずっと2人が必要なのかというのはやってみないとわからない世界で、それがほんとうに必要なのかというところは、契約の変更の仕方としては、もうちょっとほかのやり方があるのかというのは、ぜひ機構にも相談してみていただい。少なくとも、請負の変更でやらざるを得ないにしても、追加の再変更見積もりをする。実績を見てもう一回見直しをする条項ぐらいはつけさせてもらうのでいかがかということが現実解かなと思ひますので、その辺を相談してみていただい。

○事務局 かしこまりました。

その旨確認した上で、また改めてメール等でご報告をさせていただければと思ひます。

○井熊主査 ほかに、ご意見いかがですか。

じゃ、今の点を確認してメールで送っていただい、それを確認した上で、問題がなければ異存なしということにしたいと思ひます。

○事務局 かしこまりました。

○井熊主査 よろしいですか、皆さん。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 それでは、そういう形で進めていきたいと思ひます。

(厚生労働省入室)

○井熊主査 では、続きまして、厚生労働省の医療経済実態調査の実施要項(案)について審議を始めたいと思ひます。最初に、実施要項(案)につきまして、厚生労働省保険局

医療課保険医療企画調査室、三谷医療経済専門官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○三谷医療経済専門官 厚生労働省保険局医療課の三谷でございます。本日はよろしくお願いたします。

まず、概要の説明をいたします。資料B-3、横判の資料をごらんください。医療経済実態調査の概要でございます。調査の目的としましては、病院、診療所、歯科とか薬局の医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備するという目的でございます。

調査の内容につきましては、2年に1回の診療報酬改定、これは30年4月に診療報酬改定がございましたけれども、29年度と30年度の調査を実施して診療報酬改定の影響を見るというものでございます。22回の調査につきましては、31年の3月までに終了した直近2事業年ということでございます。調査内容につきましては、基本データ、損益、従事者の人員・給与、資産・負債、キャッシュフローや設備投資額といったものを調査することによって、医業経営の実態を明らかにしようとしてございます。

3番の調査対象でございますけれども、先ほどの病院等でございます、抽出率は病院3分の1、診療所20分の1、歯科50分の1、薬局25分の1、無作為の抽出ということでございます。

また、4番目、スケジュールにつきましては、実際の調査については5月末ぐらいから7月中旬ぐらいに調査をしていただき、その後、7月から10月ぐらいにかけて集計や分析を行って、11月上旬に厚生労働省のほうでその結果を公表する。公表された結果によって、診療報酬に関する参考としていただくというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、調査のフローでございます。先ほどのとおり、厚生労働省としましては最終的に11月に公表を行うということでございまして、委託業者さんに何をしていただくかと申しますと、まず4月以降、調査が必要なので調査票等の印刷をしていただいて、その調査票を対象となる医療機関等に配布していただく。医療機関のほうでは、その調査票の記入をしていただいて提出をしていただく。当然、疑義とかがございますので、その照会に対して回答を行うということも業者さんの大事な業務ということになります。

また、回答が出てこない場合には、期限の少し前に回答を喚起したり、督促をするということで、実際にたくさんの医療機関に調査票を提出していただくというような取り組み

でございます。

先ほど申し上げたとおり、集計については7月から10月で行いまして、公表が11月、最後に1月から2月にかけて調査回答のお礼ということで、またそのときにも文書を発送するというのが全体の業務ということでございます。

引き続きまして、資料B-4、横判の資料をごらんください。こちらにつきましては、過去3年、25、27、29の状況が書かれてございます。

契約金額につきましては、1億から少しずつ下がっているという状況でございまして、あと、実際の入札に参加した業者数、もともとは1者、1者となっているんですけども、29年度には3者となっております。また、仕様書をとりに来たところについても、もともとは2者、2者とかなり低かったんですけども、29年度、前回につきましては11者ということで、かなりの方に来ていただいているところでございます。実際に事業を実施した方、落とした会社につきましても、25、27とは別の会社が29年度は落としているということでございます。

この原因と考えておりますのが、下のほうの赤いところです。ここの入札スケジュールのところ、29年度については入札公告期間を標準より長く取るというような取り組みを行っております。また、4段目の仕様書については、数量等を明確化したり、あと、企画書や評価基準について最低限のものに見直すということ、あと、民間の参入促進ということで23者に声かけをして、11者の方が実際に説明会に来ていただいたということでございます。

さらに、31年度につきましては、今回、公サ法による民間競争入札、市場化テストのほうを取り入れて、公共サービスの向上をより一層目指すということを考えているところでございます。

また、新規参入を促進するための新しい取り組みということで下の赤いところに書いてございますけれども、入札スケジュールとしては同左と書いてありまして、4週間長く取るということなんですが、これについても前回よりも半月程度前倒しをして、より参加しやすくすることを考えてございます。

また、今回、新たな取り組みということで、2段目の入札参加グループによる入札参加の可否、これについてはもともと単体の事業者のみというところだったのを、共同の事業者でも差し支えないというような取り組みで、さらなる新規の参加を促すことを考えてございます。

また、パブリックコメントを今後いたしまして、その意見を取り入れることで、より客観的で公平性のある内容にしたいというふうに考えているところでございます。

それでは、入札の実施要項をかいつまんで説明いたしたいと思います。まず、1ページから、抜粋ということになりますけれども、趣旨としましては市場化テストを取り入れることによって良質かつ低廉な公共サービスを実施するというところでございまして、概要につきましては、先ほど申し上げたとおり病院等の医業経営等の実態を明らかにして、診療報酬の基礎資料を整備するということです。

対象としましては、全国の病院等ということで、規模につきまして今回の予定なんですけれども、病院約2,700、診療所約3,200、歯科約1,100、薬局約1,800を予定しているところでございます。

次の2ページでございまして、調査対象となる医療機関等の抽出方法につきましては、それぞれ層化無作為抽出方法ということで、実際の細かいものについて書かれていますが、こちらにつきましては割愛させていただきます。

次に、3ページの調査の時期でございます。調査の時期については、調査対象については29年度、30年度ということでございまして、実際の配布時期とか回答期限については、先ほどのとおり5月末から7月中旬ぐらいを予定しているところでございます。

調査事項は、先ほどのとおり基本データ等になります。

調査方法につきましては、郵送による紙調査、それからオンラインによる電子調査の2つの方法で実施可能ということを考えてございます。

次の4ページに移りまして、3番の詳細な内容ということで、業務期間は31年度末ということでございます。こちらのほうから貸与する物件としては、調査客体名簿、それから調査関係用品の印刷原稿、問合せマニュアルというものを考えてございます。これについては、本業務以外に使用しない、公表しないような誓約書を契約締結後に厚労省に提出していただくというふうに考えてございます。

次に、業務の引き継ぎについては、新たに実施する事業者については開始日までに厚労省から業務の引き継ぎを受けるということで、業務がスムーズに行えるようなことを考えてございます。

また、④業務の内容でございます。詳細は書いてあるんですけれども、項目としましては、調査関係用品の印刷や配布、あと調査客体名簿、病院とかの名簿の確認、それからWebで回答していただくためのシステムの作成、調査票の回収や受付、督促、それから照



会の対応や個別の検査、データ入力、調査結果分析の修正、報告書作成というものを考えてございます。この詳細については割愛させていただきます。

しばらく飛びまして、7ページ、8ページをごらんください。情報セキュリティ管理でございます。情報セキュリティ管理で考えておりますのは、8ページのア、イ、ウのとおりでございます。まず情報セキュリティを確保するための体制を整備していただく、責任者を置いていただく、セキュリティマニュアルを作成していただく、あと、イとしまして、不要となった帳票や電子媒体は契約終了までに裁断・粉碎等により必ず廃棄、事故が発生した場合には厚労省に報告というようなことを考えているところでございます。

⑥の納品物件（納品時期）につきまして。まず、アの調査結果報告書、これが報告のものになるものですが、11月に公表するために31年10月に納品ということ、あとは回収した調査票、それから電子媒体のデータ、あとは調査の問題点・改善点等報告書につきましては、32年3月、年度末に報告していただくということでございます。

⑦の留意事項の抜粋でございますけれども、まず、ア、設備と場所ということで、事業者については保管庫とか電話、ファックス、そういうものについて、設備や場所については業者の方に用意していただく。

あと、名称の使用につきましては、厚生労働省の調査ということで医療機関のほうに調査をするので、事業者には厚生労働省の医療経済実態調査事務局という名称を用いてもらうこととしております。

あと、厚生労働省と事業所の連絡・調整担当者ということで、平日につながる窓口の方を置いてくださいということをお願いしています。

あと、エの研修の実施ですけれども、事業者の方に調査内容とか守秘義務、そういうものの遵守事項について理解できる研修を行っていただくこととしてございます。

次のページに移りまして、9ページでございます。確保されるべきサービスの質ということで、4項目を規定しています。まず、①、スケジュールを守っていただくということです。あと、マニュアルによる対応で、照会対応業務については事業者が作成したマニュアルに沿って対応する。あと、有効回答率ということで、5回の平均である有効回答率53.9%を上回ることが望ましいとしてございます。あと、報告期日と審査ということで、当然のことですけれども、報告期日までに報告していただく。あと、検査や集計、検討事項一覧表全てについて審査を行っていただくということでございます。

次に、(3)の業務の改善策の作成や提出等の要件でございます。これにつきましては、

①、②にあるとおり、事業者が業務の改善が必要と判断した場合、もしくは厚生労働省が業務の改善を必要と判断した場合には、速やかに業務の改善策を作成して提出、その上で改善策を実施していただくということで、悪いところについては改善していただくという内容。

それとは別に（４）の業務の改善提案なんですけれども、事業者については業務の実施結果を踏まえた改善提案を厚生労働省に対して行うということを書いております。

次に、１０ページに移りまして、契約の形態及び支払でございます。まず、委託契約ということでございまして、契約金額の支払方法については、落札者と厚労省が協議を行って回数とか金額、支払い方を決めていくということでございます。事業者については、報告や納品物件等を厚生労働省に提出するということになります。

実施期間につきましては、先ほど申し上げたとおり３１年度末です。

５番目の入札参加資格に関する事項につきましては、先ほど少し申し上げたとおり、単独で本業務が担えない場合、もともとは単独しか認めていなかったところなんですけれども、新規の方の参入の促進ということで、今回、（１１）を新たに追加、共同事業体でも参加をすることができるというものを新たに追加しているところでございます。

次の１１ページに移りまして、６番の入札に参加する者の募集に関する事項でございます。スケジュールといたしましては、入札の公告や説明会は３１年の１月ごろにさせていただいて、入札書の提出期限については２月ごろまでにさせていただく。そして、実際の開札とか落札予定者の決定や契約締結については３１年３月ごろというスケジュール感を持ってございます。

（２）の入札の実施手続については、①、②は割愛させていただいて、１２ページ、③の企画提案書等の内容でございます。実際に提出していただく資料として示しておりますのが、企画提案書、それから調査・研究の実績、業務体制、事務処理誤りへの対応、情報セキュリティ対策、あと新しい取り組みでワーク・ライフ・バランスの推進も入れてございます。あと、有効回答率の向上、Webサイト・電子調査票の活用、データ精査、調査終了後の問題点・改善点等の整理・分析、そういうものを提出していただいて評価するというところでございます。

７番の落札者の決定につきましては総合評価の方式によるということとしてございます。

次のページ、１３ページに移りまして、総合評価の方法としましては、価格点と技術点の合計、総得点は３００点で、価格点１００点、技術点２００点というような案分として

ございます。

次のページに移りまして、14ページでございます。入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示ということで、開示情報は新規参入を促進するための新たな取り組みなんですけれども、別紙9という形で、従来の実施に要した経費である人員、施設、設備、目的達成の程度、実施方法等を新たに掲載することによって、よりイメージをしやすいようなものとするを考えてございます。

9番、厚労省に報告すべき事項につきましては①以降書いてございますけれども、調査拒否等報告、問合せ・苦情・疑義照会等対応状況、調査票回収状況等、次のページに移りまして勤務体制、あと、年度末の事業報告書というものを報告していただくということでございます。

しばらく飛びまして、19ページをごらんください。11、対象公共サービスの評価に関する事項でございます。厚生労働省は、業務の実施状況について調査をするということ。実際に調査項目としましては(3)のとおり、スケジュールを遵守しているか、マニュアルによる対応、有効回答率、報告期日、審査ということで先ほど申し上げた内容でございます。これについて、質の維持向上が達成されたかどうかを定量的に評価、あわせて経費削減が達成されたかを厚労省のほうで確認することを予定してございます。

その後は資料がついておりますけれども、別紙8をごらんください。別紙8が先ほどの総合評価の基準ということになってございまして、価格点が100点、技術点が200点で、合計300点の中で総合評価として決定させていただく。これについての具体的な内訳が別紙8のほうに示させていただいているところでございます。先ほどのとおり、5番については新規の項目ということでございます。

1ページめくっていただいて、別紙9でございます。従来の実施状況に関する情報の開示ということで、先ほど新規の取り組みということなんですけれども、前回の従業者のほうに調査をして、前回の情報を開示することによって、新規のところはどういう業務であるのかというのをわかりやすく掲載するということを考えてございます。

足早でしたけれども、概要については以上でございます。ありがとうございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

○三輪専門委員 2点、ご質問があります。1つは有効回答率の目標についてです。もう一つが入札参加資格に関することなんです、1つ目の有効回答率の目標が53.9%、何

でこんな中途半端なのかと思ったら、前回までの直近5回の平均値を用いられていますよね。これは、今の調査の状況、このやり方と対象を踏まえた上での現実的な数字だとは思いますが、その後のところで、回収率の向上といったことをうたったり、評価したり、あるいはそういったことも書類に書かせるというようなこともあると、要するに相場が変動するような、現実に合わせて数字なので、何かもう少し固定の数字といたしますか、現実を踏まえた上で今までの質を維持するといった数値のほうがよいんじゃないかというふうなことを少し思いました。

単純な話で、到底到達できないような70%の目標とかいうのはちょっとおかしいと思うんですよね。例えば、切りのいい数字だと55%などといった数字のほうが、要するに53.9だと前回の調査から明らかなマイナス目標に近いんですよね。55でも、実は前回がよかったのでちょっとマイナスなんですけれども、ただ、一定程度維持すべき基準といったふうなことで、本来だったらこの回収率というのが測定すべき事柄の標本誤差などを考慮してやるべきなんですけど、そんな教科書的なことは言いませんけれども、もう少し現実に即しつつも常に目標として置くべき数字を設定したらどうなのかなというふうなことを一つ思いました。

それから、もう一つコメントですが、平成25年度以降に厚生労働分野の調査・研究の実績があることとされる入札参加資格に関してです。私がお聞きしたいのは、ここで述べる厚生労働分野の調査・研究というのは、定義がどういったものなのか。つまり、どこまでが含まれるというふうに考えているのか。もし、それがあれば少し明示したほうがよいんじゃないかということと、そしてその定義どおりだったならば、平成25年度以降、あるいは今、30年度までに当たって、実際に何件ぐらいあるのか。つまり、該当する調査・研究がそもそもなければそれに該当する調査ができないわけですから、入札できる会社はかなり絞られてしまうと思うんですけども、それが十分にあるならば機会が開かれているものというふうに考えられると思うので、この定義についてどう考えられているのか、そして、それに当てはまる調査がどれぐらいなのかといったことについてお聞かせください。

○三谷医療経済専門官 まず、有効回答率につきましては、確かにおっしゃるとおり毎回5回の平均ということでとると、低くなるとどんどん下がってくるということもございますので、実際には前回は56.2ということでしたので、これを望ましいとするものについては、具体的ではあるんですけども、もっと現実に即して、なおかつ前回より

下がったような目標ではないというような見直し自体はおっしゃるとおりかと思っております。これについては見直しが可能かどうか検討させていただきたいと思っております。

それから、厚生労働分野の調査・研究の実績につきましては、具体的には先ほどの別紙8で、調査・研究の実績というところで挙げております。まず、必須項目につきましては5ということで、29年度以降に厚生労働分野の調査・研究の実績がある、それ以降、加点の間として医業経営分野の調査・研究の実績、それから医業経営分野以外の調査・研究の実績ということで加点をしているところがございます。やはり私どもとしましては、全く行政の分野、それは厚生労働分野と書いてあるので非常に幅広いものなので、実際に具体的にどれぐらいあるかということはあるんですけども、かなりの業者の方が厚生労働分野については参加していただいていると思っておりますので、ここ自体が具体的に足かせになるということは考えてございません。

ただ、求めているところは2番目と3番目というところですよ。医業経済分野の調査・研究の実績とかについては、今回の調査は実際そういうものなので、そういうノウハウはぜひいただきたい。なので、必須としているところについては、全く行政の対応がないというときはちょっと心配ということもありますので、5点の比較的幅広なものということと、それから、ぜひいただきたいというところについては加点のところでは評価というふうに考えているところがございます。

○三輪専門委員 もう一点だけ聞いてもよろしいですか。今の点なんですけれども、分野の特定に関しては妥当だと思ったんですが、これは厚生労働省の調査なんですか。それとも、例えば何とか大学医学部でやっているような調査なども含まれるような感じでしょうか。

○三谷医療経済専門官 これは厚生労働省の調査でございます。

○井熊主査 ほかにいかがですか。

○関野副主査 すいません、今の質問の更問いになってしまうんですけども、B-4の資料のところで、民間参入促進で前回は入札参加が期待される23者へ声かけを実施したと書いてありますが、この23者というのは今言われていた5番の厚生労働省分野の調査・研究に実績がある者だったんでしょうか。

○三谷医療経済専門官 はい。声かけをしておりますので、当然、参加資格を満たすということになります。

○関野副主査 今回は書いていないけれども、同じような者が入札をされるだろうという

ことは期待をされているという理解でよろしいですか。

○神谷係長 今回の実施に関しても、前回と同様、厚生労働分野にかかわっているような、調査をされているような業者があれば、厚生労働省のほうではかに調査をやっているところとかございますので、そういったところの業者にお声がけをさせていただき活動は同じようにさせていただくような形で考えてございます。

○関野副主査 わかりました。なので、そうすると資格とか実務経験とか3番目に書いてありますけれども、これは前回と同じなので、これも23者ぐらいはクリアできるというもろみだということですか。

○神谷係長 はい。最低限そこまではやるつもりでいます。

○関野副主査 わかりました。

○井熊主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 ほぼ同じような内容なんですけど、別紙8を見ますと、厚生労働分野の調査・研究実績があるというのを必須にされて、かつ、医業経営の会計・税務専門知識も必須にされて、統計の専門知識がある方も必須という3カ所を必須にされているんですけど、中身を見ますと、調査票という、病院とかいろんな診療所の損益状況を把握するという、いわゆる決算統計のようなもので、ある程度会計がわかって病院の内容の専門知識がある方がいるのであれば、厚生労働分野に限定せずに、決算統計とか調査票を集計したことがあるところであれば、もうちょっと参加できる会社さんが増える余地があるのかなと思っています。そういう意味では、厚生労働分野の調査・研究実績は、これはないよりあったほうが良いとは思いますが、必須じゃなくて加点でもよろしいんじゃないかなというのが私の意見です。なぜかという、両方にすると、専門知識がある方を確保することと重複している感がちょっとあるのかなと思っています。それが意見として1点です。

あとは、この仕様書を見ると、調査票が決算内容とか従業者の人数とかの回答をもらうということは、概要はわかるんですけど、ページ数が12ページあるというのは書いてあるんですけども、調査票の回答を記入いただく項目数が読めないです。なので、それをどこかに入れていただくと、新しく手を挙げようかと検討される事業者さんは、一体どの程度の項目をチェックするのかという内容が少しわかるのかなと思っていて、そこはぜひ検討いただければと思います。

○井熊主査 いかがですか。

○三谷医療経済専門官 実際にどういうことを調査するかというのは、中央社会保険協議

会で決めていく内容なので、タイミングとしては、例えば前回はこのことをやりましたとか、そういうお話はできると思うんですけども、今回はなかなかそういう慣例もあって難しいので、前回こういうことでしたら検討とかは可能かと思っております。

○宮崎専門委員 はい。

○井熊主査 ほか、よろしいですか。

それでは、本実施要項の審議はこれまでにさせていただきたいと思います。事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○井熊主査 ただ、今の議論で、私もこの厚生労働分野の実績という言葉が非常にひっかかるなど。入札の結果につきましては、これまでのご努力で前回入札は大変改善をしているなどと思うんですが、この厚生労働分野というのは、おそらく厚生労働省以外に意味をなさない言葉じゃないかなと、世の中にそういう単語はないんじゃないかなと思うんですけども、厚生労働省の研究をやったことのある事業者さんというふうになると、例えば民間の病院を相手にこういう専門知識があり、かつ統計能力のある人を排除することになりますよね、厚生労働省の実績ということを必須にすると。この業務をやるちゃんとした能力があるにもかかわらず、その人がこの省の実績ということで排除されるという入札条件というのは、入札制度の趣旨からいって好ましくないんじゃないかなと私は思います。

したがって、そういう点を含めて、今日ご指摘があった点を念頭に置いて、引き続きご検討いただけないかなと。ここまでやってきたせっかくいい結果があるわけですから、それをよりよい内容にできるようにご検討いただけないかなというふうに思います。その上で、検討結果等、修正を行う場合は必要な修正を行って、事務局を通して各委員が確認した後に意見募集を行っていただければなというふうに思います。

○三谷医療経済専門官 1点、すいません。

○井熊主査 どうぞ。

○三谷医療経済専門官 厚生労働省というのが、ちょっと質問の意図と回答がもしかして取り違えて、厚生労働省に限定しているのか、厚生労働分野広くというところについては、これはちょっと確認をしてまた回答のほうを差し上げたいと思います。厚生労働省というのが事業の実施主体ということで答えていた部分がありましたので、そこについては厚生労働分野の定義のほうからも確認させていただきたいと。

○井熊主査 ただ、厚生労働といった場合、労働の分野の実績とか知識というのは、今回

の調査に有効なのかということになりますよね。

○三谷医療経済専門官 はい。そこも含めて確認させていただきたい。趣旨としましては、統計とかではなくて、例えば病院とかのDPCとかそういう専門的な用語が出てくるのを最低限理解していただきたいという趣旨でございますので、それも含めて検討させていただきます。

○井熊主査 いずれにしましても、特定のセクターに対する能力があるにもかかわらず、特定のセクターに対する実績がない方を排除するような条件にならないようにご検討していただければなというふうに思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

(厚生労働省退室、農林水産省入室)

○井熊主査 では、続きまして、農林水産省の国有林の間伐等事業、近畿中国森林管理局島根森林管理署における民間競争入札の入札結果等についての審議を始めたいと思います。最初に、近畿中国森林管理局島根森林管理署における民間競争入札の入札結果等について、林野庁国有林野部業務課、嶋田企画官よりご説明をお願いします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。よろしく申し上げます。

○嶋田企画官 今、ご紹介にあずかりました林野庁業務課の嶋田でございます。よろしく申し上げます。時間は限られている中ですが、端的、簡潔に説明させていただきたいと思います。

資料3でございます。近畿中国森林管理局島根森林管理署におきまして、民間競争入札の仕組みに基づきまして入札を実施したところ、島根森林管理署の入札物件において二度にわたって入札執行をしましたが、不落になっております。

1番でございますけれども、経緯としましては、初回入札の公告を3月20日に行いまして、入札執行を6月1日にしました。それが不調に終わりましたので、2回目、6月8日に公告を再度行いまして、8月1日に入札執行をしましたということが1番の(1)に書いてあります。

その結果が(2)でございます。公告から入札執行に至るまでに説明書の交付でありますとか説明会の参加、入札に参加される方から提案書の提出を受ける、こういった手続がこの表のとおりになされまして、いずれの入札におきましても同じ業者1者が企画提案書



の提出あるいは入札へ参加されたということでございます。

それぞれの入札において、一度入札して不落到ちて、もう一回同じ日に入札を執行しましたが、いずれも不落到ちて、計4回入札をしましたが不落到ちたということでございます。

これに対応しまして、初回入札、それから2回目の入札いずれも応札者に対しまして聞き取りを行っております。それが一枚紙の別紙、応札者からの聴取の概要に簡単にまとめております。その結果ですけれども、応札者としましては、2カ年のうち、初年度については事業期間が短い中でかなり安全をみて作業人員を多く見込んだということ、それから伐倒作業や路網作設に影響するコストをかなり多目に見込んだというふうに聞いております。

それから、2回目の公告の後の聞き取りでは、同じような内容で答えていただいているんですけれども、それに加えて、複数年契約によって経費が節減されることを、初めて複数年契約の入札に参加したということもあって、その部分の節減というのを特段見込んでいなかったという回答が得られたと聞いております。

こういった聞き取り結果に基づきまして、2回目の入札等に当たってもう一回積算因子を見直しといたしますか、検討し、数量とか、あるいは積算に用いる各種の因子、森林の現況でありますとか、そういったところを確認しましたが、特段、因子を見直す必要はなかったという判断をしまして、2回目の入札においても同じ予定価格で執行したということでございます。

3番でございます。以上のように、2回入札においても不落到ちたことでございますが、もう一回入札をするということにつきましては、初年度の事業期間がなかなか確保しづらいということ、それから事業をやめてしまうということにつきましては、国有林野事業の大きな使命として、地域の林業の成長産業化に向けまして木材の安定供給を推進することから、そこは何とかしっかりやっていきたいということでございます。

こういった事情を鑑みまして、再度公告による入札参加者と協議を行った結果、予定価格の範囲内で事業は実施できることが確認できたことから、本事業の実施者として特定したいというふうに考えております。

2ページの最後のなお書きにあるとおり、公告から入札までの期間を短縮して、事業期間をなるべく確保してほしいというような話も応札者から出ていることを踏まえまして、この点につきましては、ほかの箇所の実施状況の把握ともあわせて、次の実施要項の策定

に向けてどんな工夫ができるのかということを検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○井熊主査 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問のある委員はご発言願います。いかがでしょうか。

○関野副主査 ちょっと意味がわからなかったので確認なんですけれども、最後の（２）の、４回やったんだけど最終的に予定価格の範囲内で実施要項等の条件が満たされたと書いてありますので、最終的には予定価格の範囲内になったということによろしいんですね。なので、応札者の聞き取りの中で、①から④までありますが、何を削減して予定価格の範囲内になったとかはおわかりになりますか。

○嶋田企画官 それぞれ、応札者が当初見込んでいた入札額の内訳の見方と我々が予定価格で見ていた見方の違いというのは、おおむねこの①から④に集約されておって、それぞれについてやや予定価格との乖離があったということで、それぞれについて低目といたしますか、我々の予定価格に近づいた額になったということだと理解していますが、特に④の部分は全く念頭になかったというふうに聞いております。

○関野副主査 現実の価格が書いていないのでわからないんですけれども、島根のところだけが高かったとか低いとかそういうことではなくて、全国的には同じ感じなんですか、こういうのは。

○嶋田企画官 現場の状況はそれぞれ違いますので、当然その部分は物件によって異なりますが、基本的な積算の仕方自体は同じでございます。

○関野副主査 ほかのところでは、複数年契約だから年度をまたぐ経費が少し安くなるとほかの業者さんは見込んだということですか。そうなりますね。

○嶋田企画官 その理解は、ほかのところはそれなりに考慮されていたと考えられます。これも物件によって違いまして、例えば年度をまたぐときに機材を一回おろしてまた上げるとか、あるいは作業小屋を設置するのを撤収してもう一回年度初めに設置するとか、そのあたりは現場によって、その量とか、ウエイトというのは変わります。このため一概には言えないんですが、結果としては、ほかの箇所ではそれなりに理解していた可能性は高いというふうに思います。

○関野副主査 わかりました。

○井熊主査 ほか、よろしいですか。

○宮崎専門委員 結果としては予定価格内で業者さんが決まって、それはそれでよかったんだと思うんですが、この案件を通じて思うのは、情報格差があつて、見積もりを出す参加する業者さんのほうで不安に思うことがあつて、安全を考えて高目に積算する傾向があると思いますので、そこは入札の要項なり実施要項で現況とかどういう状況なのかという情報開示を充実させることで、結果、不落になるとか、事業開始がおくれるというのを減らせるように、そこは林野庁さんのほうでも工夫できるところは今後の案件に向けてぜひ検討いただければと思います。

○嶋田企画官 次期の要項の策定に向けて、ご指摘を踏まえて検討してまいりたいと思います。

○井熊主査 今回の入札結果のご報告につきましてはお受けするという事で、自然を相手の事業で大変難しい部分はあると思うんですけれども、ただ、最後で、協議すれば予定価格内におさまったということは、今、宮崎委員のご指摘がありましたように、情報格差をきちんと埋めれば実施できる事業でもあるということかなと思いますので、ぜひその辺を以降の入札に反映いただければなというふうに考えてございます。

それでは、本入札結果の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべきことはございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○井熊主査 それでは、本入札結果の審議につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、監理委員会への報告書の作成については私に一任させていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○井熊主査 では、そうさせていただきます。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

(農林水産省退室)

— 了 —